

福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づく「申請に対する処分」に係る
審査基準

（令和 5 年 3 月 23 日設定）
（令和 7 年 4 月 28 日一部改正）

- 1 「公文書の開示請求に対する処分」（第 11 条第 1 項及び第 2 項）については、次のとおりとする。

別紙「知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準」のとおり

知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、知事が行う開示決定等に係る審査基準は次のとおりとする。

第1 公文書の開示義務

県民の行政参加の促進を図るとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深めるためには、県民が県政に関する情報をより多く、より詳しく知ることが重要であるという認識に立ち、開示請求があったときは、条例第7条第1項の規定により、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

【条例第7条第1項柱書】

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

【解説】

1 開示・非開示の基本的な考え方

この条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報として本条第1項各号でできる限り明確かつ合理的に定めており、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調整を図り、適切に判断することとしている。

また、本条は、非開示情報が記録されている場合の取扱いについて、明文の規定は設けていないが、この条例では非開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとその基本的な考え方に立っていることから、条例第10条（公益上の理由による裁量的開示）の規定が適用される場合以外は開示してはならないことになる。

2 本条と守秘義務との関係

公務員の守秘義務は公務員の服務規律を定めたものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項の「秘密を漏らす」は、服務規範に反しないことが明確な行為についてまでこれを禁じているものではない。本条は開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないことを定めたものであり、この条例に基づき適法に開示をしている限りにおいては、守秘義務違反とはならないものである。

3 開示の実施の方法との関係

「開示」とは、開示請求に係る公文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・非開示の判断は、専ら当該公文書に非開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・非開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された公文書の開示の実施に当たり、公文書の保存、技術上の観点から、例えば、原本での閲覧を認めることが困難である場合に一定の制約を設けることは差し支えない。

4 非開示情報の類型

条例第7条第1項各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。したがって、ある情報を開示する場合は、本項各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

5 非開示情報該当性の判断の時点

非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があつた都度判断しなければならない。一般的には、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）である。

6 共通に用いられる概念の意義

(1) 公にすること

「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

(2) おそれ

「おそれ」の有無についての判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、保護に値する蓋然性が求められる。

第2 開示請求の対象となる公文書の範囲

【条例第2条第2項】

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第16条第2項において同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的して発行されるもの
 - (2) 図書館、美術館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの
 - (3) 特定歴史公文書（福岡県立公文書館条例（平成24年福岡県条例第3号）第3条第3項に規定する特定歴史公文書をいう。）

【解説】

1 職務上作成し、又は取得した

職員が自己の職務の範囲内において、事実上作成し、又は取得した場合をいい、公文書に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2又は第180条の7の規定により、他の実施機関（条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

2 文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録

「文書、図画」は、人の思想等を文字、記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指す。「文書」には、台帳及びカードを含み、「図画」とは、図面、地図、設計図等をいう。

「フィルム」とは、文書、図画又は写真を撮影したマイクロフィルムのほか、写真フィルム、映画フィルム及びスライドをいう。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、ハードディスク、CD-R、MO等に記録され、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録や、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録が含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、本項ただし書に

該当するものを除き、電磁的記録に該当する。

3 当該実施機関の職員が組織的に用いるもの（組織共用文書）

「組織的に用いる」とは、当該公文書がその作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、複数の職員による組織としての利用を予定していないもの（個人のノート・手帳・メモ類、自己研さんのための研究資料、備忘録等）②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階にとどまるもの（起案をする前の段階にある職員検討文案等）等は、組織的に用いるものには該当しない。

4 当該実施機関が管理しているもの

ここでいう「当該実施機関が管理しているもの」とは、知事が福岡県文書管理規程（平成16年1月福岡県訓令第1号。（以下「文書管理規程」という。））に基づいて、管理している状態のものをいう。「公文書」は、条例第38条（公文書の管理等）により文書管理規程に従った適正な管理が要請されるものである。

なお、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合等は、管理しているものには当たらない。

また、保存期間が過ぎても廃棄処分がなされずに、事実上の管理状態にある公文書についても、管理しているものの範囲に含まれる。

5 ただし書

ただし書は、開示請求の対象となる公文書から除かれるもの、つまり、条例の適用を除外する公文書について定めたものである。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものについては、一般に容易に入手・利用が可能なものであることから、開示請求の対象とする必要がなく、「公文書」から除外する。
- (2) 県立図書館、県立美術館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理している刊行物その他の公文書については、これらを一般に利用させるといふ当該施設の設置目的に応じて管理され、それぞれ定められた手続に従い利用に供されていることから、開示請求の対象とすることは適当ではなく、「公文書」から除外する。
- (3) 福岡県立公文書館条例（平成24年福岡県条例第3号）に基づき、保存期間が満了した県の公文書のうち歴史資料として重要な公文書については、公文書館において

保存し、定められた手続に従い一般の利用に供されていることから、開示請求の対象とすることは適当ではなく、「公文書」から除外する。

第3 公文書の開示請求

【条例第5条】

何人も、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

【解説】

1 何人も

「何人も」とは、日本国民だけでなく、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、権利能力なき社団（※）等も含まれる。

※法人格を有しない学術団体・同窓会・町内会等

第4 非開示情報

知事が管理する公文書に記録されている情報が非開示情報に該当する場合の要件については、条例第7第1項条第1号から第8号に定められている。

なお、後述する非開示情報の【具体例】は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る公文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、条例第7条第1項各号の規定の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

1 個人情報（条例第7条第1項第1号）

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方三公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名（公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
 - ニ 県の機関が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ福岡県情報公開審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの

【解説】

(1) 個人に関する情報

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、家族関係、交際関係、生活記録等に関する情報、財産の状況、所得等に関する情報、資格、犯罪歴、学歴等に関する情報、心身の状況、体力、健康状態、病歴等に関する情報、思

想、信条、宗教、趣味等に関する情報、知的創作物に関する情報その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。

なお、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。本号の適用により、生前において非開示であった情報が、死後開示されるのは不適當だからである。

一方、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行う行為等、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、「個人に関する情報」ではなく、専ら法人等に関する情報として本条第1項第2号（事業情報）で規定している。

(2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報であっても、本条第1項第2号（事業情報）により非開示情報該当性を判断することが適當であることから、本号の個人情報からは除外される。

(3) 特定の個人を識別することができるもの

「特定の個人を識別することができるもの」としては、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、住所、電話番号、生年月日、役職名のほか、個人の振込口座番号、試験の受験番号、健康保険の資格確認書の記番号等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

(4) 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別な調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。

(5) 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

個人情報記録されている公文書については、個人識別性のある部分を除くことにより、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されと考えられるが、カルテや反省文等個人の人格と密接に関連したり、未公表の著作物のように公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められたりするものがあること

から、「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、補充的に非開示情報として規定している。

また、情報の性質によっては、一般人には識別できないが、特定の者に個人が識別されることにより、権利利益の侵害が生じる場合があり得ることから、対象となる情報ごとに適切に判断する必要がある。

(6) ただし書イ

個人情報に該当する場合であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しく、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしている。

ア 「法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定」は、何人に対しても等しく当該情報の閲覧、縦覧又は謄本・抄本その他写しの交付が認められている規定に限られ、利害関係人等にも認められているものは含まれない。また、法令等の規定では「何人」とされていても、実務上制限されているものは含まれない。また、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

イ 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では限られた少数の者しか知り得る状態にない場合には、当該情報は「公にされ」ている情報とはいえない。「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報をいう。また、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等も含まれる。

【具体例】

- ・法人の役員名（商業登記法（昭和38年法律第125号）等により登記され、何人でも閲覧できるため。）
- ・受彰者名簿により知り得る氏名等

(7) ただし書ロ

非開示情報該当性の判断に当たっては、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益との調和を図ることが必要であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と公にすることにより害されるおそれのある個人の権利利益とを比較衡量し、前者が後者を上回るときに開示が義務付けられることになる。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、

保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、このただし書により開示しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合は、条例第15条第2項第1号（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

(8) ただし書ハ

公務員等の職務遂行に係る情報は、行政事務に関する情報であるとともに、当該公務員等の個人に関する情報でもあるが、県行政の公正さと透明性を確保する観点から、本来非開示である個人情報等を例外的に開示すべきとしたものである。

ア 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人の役員及び職員並びに地方公務員、地方独立行政法人及び地方三公社の役員及び職員をいう。

国家公務員及び地方公務員は国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法にいう公務員を全て含む。したがって、本県の職員に限らず、国、他の都道府県や市町村の職員を含み、一般職であるか特別職であるか、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

地方独立行政法人及び地方三公社についても、本県が設立した地方独立行政法人等の役員及び職員に限らず、他の都道府県や市町村が設立した法人の役員及び職員を含む。

（ア）国家公務員の場合

国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員であって、同条第2項に規定する一般職の公務員及び同条第3項に規定する特別職の公務員をいう。

（イ）地方公務員の場合

地方公務員法第2条に規定する地方公務員であって、同法第3条第2項に規定する一般職の公務員及び同条第3項に規定する特別職の公務員をいう。

（ウ）独立行政法人等の役員及び職員の場合

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第1に掲げる法人をいう。）の役員及び職員をいい、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

（エ）地方独立行政法人の役員及び職員の場合

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいい、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

（オ）地方三公社の役員及び職員の場合

条例第2条第3項で定義している地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地

開発公社の役員及び職員をいい、常勤であるか非常勤であるかを問わない。

イ 「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員等が、その組織上の地位に基づいて実施した事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものである。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は職員の個人情報として保護される必要があり、ただし書により開示されることにはならない。

ウ 「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、県行政の公正さと透明性を高める観点から、例外的に開示することとするものである。また、職とは、当該公務員等の所属する組織名及び職名をいい、氏名には、当該職員の印影をもって表示したものも含まれる。

エ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名については、公にした場合、捜査等の職務遂行に著しい支障を及ぼすおそれ、又は当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名については、開示対象から除く。

(9) ただし書二

本規定は、公務員以外の者であっても、予算執行の適正さも含め、広く県政の公正さと透明性を確保するという観点から、非開示により保護される当該個人の権利利益に優る公益性がある場合には、その氏名等の開示は受忍限度の範囲内にあるとの判断から設けられた規定であり、あらかじめ福岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて開示基準を定め公示する。

本規定に基づき、「個人情報の例外的開示基準」（以下「開示基準」という。）を公示しているので、当該基準に留意して開示を行う。

【個人情報の例外的開示基準（平成9年9月福岡県告示第1455号）】

一 開示する個人情報

懇談会等の開催に際して作成又は取得した、次に掲げる食糧費又は交際費の支出に係る公文書に含まれる個人情報とする。

二 対象となる公文書

- 1 支出伺い（支出負担行為前に経費の支出内容について上司の承認を求めるために作成する公文書をいう。）
- 2 支出負担行為決議書兼支出命令書
- 3 請求書

三 開示対象とする個人の範囲及び開示する情報

- 1 福岡県知事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の規定に基づき調査権等を有する法人の役員及び職員 出席者の所属名、職名及び氏名を開示する。

- 2 1以外の者 懇談会等の類型ごとに次に掲げる情報を開示する。

（一）レセプション、式典等の場合

出席者の所属名、職名及び氏名

（二）会議、研修会、説明会等の場合

出席者の所属名、職名及び氏名。ただし、出席者個人が特定されることで、一般に当該個人が他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの、例えば、思想・信条、心身の状況、学歴、職歴、収入の状況等が明らかになる場合は、個人が特定されないために必要最小限の範囲で氏名及び職名の全部又は一部を非開示とする。

（三）事務事業実施のために行った意見交換、情報収集、交渉、協議、折衝等のうち、

（1）意見交換、情報収集等の場合

（二）と同様とする。

（2）交渉、協議、折衝等の場合

出席者の所属名、職名及び氏名。ただし、（二）のただし書に該当する場合のほか次の場合においても、出席者個人が特定されないために必要最小限の範囲で氏名及び職名の全部又は一部を非開示とする。

ア 試験委員など個人が関与する事務の性質上、氏名そのものを非公開としている相手方と打合せ等を行う場合

イ 折衝等の目的・内容が、主として相手方の個人的事項（私事）に関する場合

ウ 出席者の職業や地域社会での立場又は私生活において、当該個人の利益、信用等を不当に害するおそれがある場合又は出席者の私生活の平穩が害されるおそれがある場合

四 非開示情報に係る他の条項との関係

出席者の氏名等が明らかになると、当該事務事業の実施の目的が失われ公正かつ適正な執行に支障が生ずるおそれがある場合、相手方との信頼関係や協力関係が損なわれ事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある場合その他の福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項第4号（行政運営情報）（平成13年7月1日前に作成し、又は取得した公文書に記録されている情報については、改正前の福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項第5号（行政運営情報））の規定に該当する場合は、同号の規定に基づき非開示となる。

五 適用関係

この基準は、平成9年9月1日以降に作成し、又は取得する二に掲げる公文書に記録された情報の開示について適用する。

【解説】

○ 開示基準の一及び二について

懇談会等の開催に際して作成又は取得した、食糧費又は交際費の支出に係る公文書（支出伺い、支出負担行為決議書兼支出命令書、請求書）に含まれる個人情報が開示の対象となる。

○ 開示基準の三について

・ 同1について

地方自治法第221条第3項の規定により実施機関が調査権等を有する法人については、県の事務事業の執行との関わり合いが極めて大きいので、県職員同様、当該法人の役員及び職員が職務遂行上県の懇談会等に出席した場合、その所属名、職名及び氏名は開示される。

・ 同2(一)について

レセプション、式典等は、一般に公開されて行われ、当該出席者が明らかになるものであるので、出席者の所属名、職名及び氏名を開示する。

・ 同2(二)について

会議、研修会、説明会等は、原則として出席者の所属名、職名及び氏名を開示するものであるが、出席者の氏名等を開示することにより、当該出席者の思想・信条、心身の状況、学歴、職歴、収入の状況、家族構成その他の家庭内の状況等、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報が明らかとなる場合があり得るため、そのような事情のある場合に限り、相手方の氏名等を例外的に非開示とする。

(例) 福祉関係施設出身者の激励会等

疾病の予防、心身の状況の改善を目的とした交流会、研修会等

- ・ 同2(三)(1)について

意見交換、情報収集等は、(二)と同様に取り扱う。

- ・ 同2(三)(2)について

交渉、協議、折衝等は、原則として出席者の所属名、職名及び氏名を開示するものであるが、相手方に一定の利害関係がある場合があり、開示することにより当該個人の利益を不当に侵害しないように、(二)に加え、さらに三つの非開示類型を定めている。

ア 試験委員等個人が関与する事務の性質上、氏名そのものを非公開として相手方と打合せ等を行う場合

(例) 試験委員、選定・選考委員等

イ 相手方の財産処分その他個人的利害と直結した事項に関する折衝等、その目的・内容が、主として相手方の個人的事項(私事)に関する場合

(例) 個人所有資産の譲渡等に関する折衝等

委員等への就任依頼等の人材確保活動等

ウ 事務遂行に伴う交渉、協議等で、相手方の氏名を開示することにより、出席者の職業や地域社会での立場又は私生活において、当該個人の利益、信用等を不当に害するおそれがある場合又は出席者の私生活の平穏が害されるおそれがある場合

(例) 事務事業の執行に当たって各種の意見がある場合の折衝、協議等

○ 開示基準の四について

①交渉、折衝等に伴う懇談会等で出席者の氏名等が明らかになると、当該事務事業の実施の目的が失われ公正かつ適正な執行に支障が生ずるおそれがある場合、②微妙な意見調整や内密性を有する協議、交際等に伴う懇談会等で出席者の氏名等が明らかになると、相手方との信頼関係や協力関係が損なわれ事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある場合等で、条例第7条第1項第4号(行政運営情報)(平成13年7月1日前に作成し、又は取得した公文書に記録されている情報については、改正前の福岡県情報公開条例(昭和61年福岡県条例第1号)第9条第1項第5号(行政運営情報))に規定する要件に該当する場合は、同号の規定により非開示となる。

(例) 用地交渉、補償交渉、企業誘致活動等

○ 開示基準の五について

開示基準の適用範囲は、平成9年9月1日以降に作成又は取得した文書であるかどうかにより定まるものであり、当該協議、懇談等の実施日により定まるものではない点に留意すべきである。

(10) 本人からの開示請求

対象公文書の中に、開示請求者本人の個人情報が含まれている場合であっても、請求者が誰であるかは考慮されず、特定の個人が識別される情報であれば、本号ただし書きイからニまで又は条例第10条（公益上の理由による裁量的開示）に該当しない限り、非開示となる。

【具体例】

- 思想、宗教、意識、趣味等に関する情報
 - ・ 意識調査の調査票
 - ・ 職員調書
 - ・ 宗教法人規則認証申請書添付の信者名簿
 - ・ 個人相談カード
- 心身の状況、体力、健康状態等に関する情報
 - ・ 健康診断書
 - ・ カルテ
 - ・ 各種疾病認定申請書類
 - ・ 疾病発症報告
 - ・ 健康相談記録
 - ・ 身体障害者手帳交付文書
 - ・ 各種施設入所者等に係る相談、面接記録、業務日誌、入所者台帳
 - ・ 児童体力テスト記録
 - ・ 職員調書
 - ・ 公務災害認定請求関係文書
- 資格、学歴、犯罪歴等に関する情報
 - ・ 職員任用候補者の履歴書
 - ・ 各種審議会委員等の履歴書
 - ・ 各種モニター等履歴書
 - ・ 職員調書
- 職業、交際関係、生活記録等に関する情報
 - ・ 生活保護申請書類及び決定調書、ケース記録
- 財産の状況、所得等に関する情報
 - ・ 所得証明書
 - ・ 納税証明書（源泉徴収票）
 - ・ 給与等支給調書
 - ・ 諸手当認定書類
 - ・ 住民税個人別リスト

- ・ 保険料控除申告書

2 行政機関等匿名加工情報等（第7条第1項第1号の2）

（1の2） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【解説】

(1) 行政機関等匿名加工情報

「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）をいう。

また、「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものである。

(2) 個人情報の保護に関する法律第2条第1項第1号に規定する記述等

「個人情報の保護に関する法律第2条第1項第1号に規定する記述等」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日のほか、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、資格確認書の記号番号等）等の個人に関する情報をいう。

(3) 個人識別符号

「個人識別符号」とは、それそのものから特定の個人を識別することができるものとして、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第1条に定めるもの（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号等）をいう。

3 事業情報（条例第7条第1項第2号）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【解説】

(1) 法人その他の団体

「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、特定非営利法人、権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社については、その公的性格に鑑み、法人等とは異なる開示・非開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る非開示情報は、第4号（行政運営情報）等において規定している。

(2) 法人その他の団体に関する情報

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報をいう。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、当該法人等を構成する個人に関する情報でもある。

また、法人等を代表する者又はこれに準ずる地位にある者が、その職務として行う行為等、当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、法人等に関する情報に当たる。

(3) 事業を営む個人

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等社会通念上事業と称することのできる全てのものを営む個人である。

(4) 事業を営む個人の当該事業に関する情報

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、「法人その他の団体に関する情報」と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について非開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。当該情報に該当するものとしては、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等が挙げられる。一方、事業活動と直接関係のない事業者個人の家族状況や個人所得等は、個人に関する情報であり、第1号の規定を適用する。

(5) 権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの

「権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは、当該情報を開示することにより、事業者の信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利を害するおそれがあると認められる情報又は事業者が競争上不利益を被ると認められる情報であって、自由かつ公正な経済秩序を維持するために、社会通念上秘匿することが認められているものをいう。これに該当する情報は、生産技術や営業・販売上のノウハウ等である。

(6) その他正当な利益を害するおそれがあるもの

「その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、直接には競争上の不利益を被らないとしても、開示することにより事業者の名誉侵害又は社会的評価の低下につながるおそれのある情報及び営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要があると認められる内部事項に属する情報をいい、信用上不利益を与える情報、人事や経理・資金調達に関する情報等がこれに該当する。

(7) 害するおそれ

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、事業者には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、事業者の性格や権利利益の内容、事業活動における当該情報の性質等に応じ、当該事業者の権利の保護の必要性、当該事業者と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(8) ただし書

本号のただし書は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとしている。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。また、事業者の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合も含まれ、事業活動が違法又は不当であることを要しない。

なお、本号ただし書により開示する場合には、条例第15条第2項第1号（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該事業者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

【具体例】

- 生産技術上のノウハウに関する情報
 - ・ 製造工程図、生産工程図

- ・設備計画、新規商品の構造、材料等に関する記録
- 営業・販売上のノウハウに関する情報
 - ・仕入れ計画、資金計画
 - ・出店計画その他営業戦略に関する記録
- 信用上不利益を与える情報
 - ・取引、商品その他営業に関する苦情相談の記録
- その他
 - ・経理、人事等に関する情報のうち、専ら法人内部の情報
 - ・事業者が営業上使用する印章のうち、代表者印等取引上重要性が認められる印影

4 審議・検討等情報（条例第7条第1項第3号）

- (3) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【解説】

(1) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間

「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間」とは、県の執行機関及びその補助機関、議決機関及びその事務局のほか、執行機関が設置する附属機関を含む全ての機関並びに国、独立行政法人等、他の都道府県、市町村等の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社のそれぞれの内部又はそれぞれの相互間をいう。

(2) 審議、検討又は協議に関する情報

「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、企画、意見調整、打合せ、相談等の名称で様々な審議、検討又は協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得した情報をいう。

(3) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護するものである。

(4) 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ

「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(5) 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長する等して、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、前述の(4)

と同様に、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

(6) 不当に

「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することにより得られる利益と開示されないことにより保護される利益とを比較衡量した上で判断される。

(7) 意思決定後の取扱い等

ア 審議、検討等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の構成要素の一部であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合であって、当該審議、検討等が終了し意思決定が行われた後でも、当該審議、検討等に関する情報が公になると、県民の間に混乱を生じさせたり、政策全体の意思決定や次の意思決定又は将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合があれば、本号に該当し得る。

イ 審議・検討等情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該調査データ等が科学的・専門的な検討を経たものであり、これに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低い。

【具体例】

- ・ 関係機関との経費負担割合が調整中である予算見積書の関係機関、負担割合等の情報
- ・ 公開することで、不当な買収を招くおそれがある検討中の県道のルートに関する情報

5 行政運営情報（条例第7条第1項第4号）

(4) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【解説】

公にすることにより、県民全体の利益を確保しようとする事務又は事業の実施の目的が損なわれ、県民全体に重大な損失をもたらすおそれがある情報については、非開示とするものであるが、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難である。そのため、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

したがって、公にすることによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、又は開示することにより事務若しくは事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、当該事

務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示となる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(1) イについて

監査・検査・取締り・試験は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査の対象、実施時期、調査項目等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、公正かつ適正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為や巧妙な隠蔽行為を助長したりする等のおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得る。

(2) ロについて

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟においては、自己の意思により、又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約、交渉又は争訟に関する情報の中には、公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり、財産上の利益が損なわれたり、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とする。

(3) ハについて

大学、研究所等における調査研究に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報については非開示とする。

(4) ニについて

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社が行う人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報については非開示とする。

(5) ホについて

県若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方三公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号（事業情報）と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものについては非開示とする。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第2号の法人等とでは当然異なり、非開示情報の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

6 任意提供情報（条例第7条第1項第5号）

- (5) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【解説】

(1) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報

- ア 「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。
- イ 実施機関の要請を受けずに、個人又は法人等から積極的に提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに、個人又は法人等から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、個人又は法人等の側から非開示の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得る。
- ウ 「公にしない」とは、この条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- エ 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、個人又は法人等の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないしてほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(2) 通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮して判断するという趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合は、本号には当たらない。

(3) ただし書

任意提供情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものは、本号ただし書により開示される。

なお、このただし書により開示しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合は、条例第15条第2項第1号（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。

7 捜査等情報（条例第7条第1項第6号）

- (6) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【解説】

(1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

ア 犯罪の予防

「犯罪の予防」とは、犯罪行為を未然に防止することをいう。

イ 鎮圧

「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させたりすることをいう。

ウ 捜査

「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

エ 公訴の維持

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備等の活動を指す。

オ 刑の執行

「刑の執行」とは、死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

カ その他の公共の安全と秩序の維持

「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する

破壊的団体等の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい行為等の規制、強制退去手続に関する情報であつて、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがある等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、条例第7条第1項第4号の事務又は事業に関する非開示情報の規定により開示・非開示が判断される。

(2) …おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断することが適当であるという趣旨である。

(3) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、前述の（１）カのとおり本号の対象とならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）違反事件や道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれのある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(4) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対応能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとる等により警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする

る勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示となる。

【具体例】

- 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報
 - ・麻薬覚醒剤協力調査に関する情報
 - ・捜査、取締り等の従事者名及び行動内容の記録
 - ・捜査関係事項照会、回答文書
- 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報
- 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報
 - ・犯罪捜査等に用いる機材等の性能に関する情報
- 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報
- 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣する等将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報
 - ・猟銃、火薬等の製造、販売に係る台帳
 - ・警備日誌、警備機器配置図、庁舎等警備委託契約仕様書
- 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報

8 法令秘情報（条例第7条第1項第7号）

(7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

【解説】

(1) 法令等

条例第7条第1項第1号イにおいて、「法令及び条例」をいうとされており、法令には法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令が含まれる。

(2) 実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示

地方自治法等の規定により普通地方公共団体の事務の処理に関し国が行う指示であって、実施機関が法律上従う義務を有するものをいう。例えば、法定受託事務の処理に関する地方自治法第245条の7の規定による「是正の指示」等がこれに該当する。

【具体例】

- 情報の目的外使用が禁止されている情報
 - ・統計調査に係る調査票情報（統計法（平成19年法律第53号）第40条第1項）
 - ・県統計調査に係る調査票情報（福岡県統計調査条例（平成20年福岡県条例第35号）第11条）
- 手続の開示が禁止されている調停等に関する情報
 - ・建設工事紛争審査会の記録等（建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の22）
 - ・調停委員会の議事録等（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第37条）
- 特別法により守秘義務が課されている情報
 - ・児童相談、調査及び判定に関する記録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第61条）
 - ・結核登録票（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第73条）
- その他明文の規定をもって開示が禁止されている情報又は法令等の趣旨、目的に照らし開示することができないと明らかに認められる情報

（参考）著作権法との調整について

情報公開条例に基づき著作物を開示する場合や、複製物を交付する場合には、公表権や複製権との関係が問題となるが、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び情報公開条例との調整措置が講じられていることに留意する。

9 議員個人・会派情報（条例第7条第1項第8号）

- (8) 議会の議員個人に関する情報及び会派の活動に関する情報。ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除く。

【解説】

(1) 議員個人に関する情報

「議員個人に関する情報」とは、住民からの陳情等要望事項に関する活動や議員個人として行う調査・研究活動に関するもの等が挙げられる。

「会派の活動に関する情報」とは、会派として行う県政に関する調査研究活動に関する記録等である。

(2) ただし書

議員個人・会派情報に該当する場合であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しく、ただし書により、本号の非開示情報から除く。

ア 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報の閲覧、縦覧又は謄本・抄本その他写しの交付が認められている規定に限られ、利害関係人等にのみ認めているものは含まれない。また、法令等の規定では「何人」とされていても、実務上制限されているものは含まれない。また、「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

イ 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では限られた少数の者しか知り得る状態にない場合には、当該情報は「公にされ」ている情報とはいえない。「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報をいう。また、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等も含まれる。

【具体例】

- 議員個人に関する情報
 - ・ 議員履歴書、議員退職年金決定書等
- 会派の活動に関する情報
 - ・ 調査研究活動、他会派や各種団体との協議調整

【条例第7条第2項】

2 前項第1号ロ、ハ又はニの規定の適用については、当該個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならない

【解説】

条例第7条第1項第1号ロ、ハ及びニの規定は、公益上の必要性等から、本来非開示である個人情報についても開示することとしたものであるが、条例第3条後段に規定されている「個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。」とする条例の基本原則との均衡を図る必要があることを明確にするために、この規定を置いている。

したがって、本来非開示である個人情報について、公益上の必要性等からその開示を判断する際には、当該規定の趣旨に鑑み、その情報が有する具体的事情等を十分に考慮し、特に慎重な取扱いを行うべきである。

第5 部分開示

【条例第8条】

- 1 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【解説】

1 非開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

- (1) 開示請求に対しては、可能な限り公文書を開示しようとする趣旨から、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合であっても、当該公文書の全部を非開示とするものではなく、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、非開示情報に係る部分を除いて、残りの部分を開示する。
- (2) 「容易に区分して除くことができる」とは、対象公文書のどの部分に非開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるが、その部分を除くために過度の費用や技術的な困難さを伴う場合も部分開示の義務がないことを明らかにしている。

「区分」とは、非開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、非開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、「容易に区分して除くこと」ができないということにはならない。また、電磁的記録については、非開示部分と開示部分の分離が各所属において保有するソフトウェアでは行えない場合は、「容易に区分して除くこと」ができない場合に該当する。

- (3) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

個人識別情報は、通常、特定の個人を識別し得る部分（例えば、氏名、住所等）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体がひとつの非開示情報を構成するものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非開示となることから、氏名等の部分だけを除いて残りの部分を開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人識別性のある部分を除いた残りの部分については、条例第7条第1項第1号の情報に含まれないものとみなして、他の非開示条項に該当しない限り、部分開示とするよう、個人情報についての特例規定を設けている。

しかしながら、例えば、カルテ、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。このため、個人識別性のある部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、第1項の規定を適用する。

第6 公文書の存否に関する情報

【条例第9条】

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【解説】

開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる。例えば、特定の個人の氏名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は非開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまい、非開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる場合がある。

したがって、このような一定の場合に対象公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

なお、存否応答拒否をすべき非開示情報は個人情報に該当するものに限らず、条例第7条第1項各号の非開示情報の類型全てについて生じ得る。

【具体例】

- ・ 特定の個人の病歴に関する情報
- ・ 特定の個人の前科、前歴に関する情報
- ・ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報
- ・ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報
- ・ 犯罪の内偵捜査に関する情報

第7 公益上の理由による裁量的開示

【条例第10条】

実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1項第7号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【解説】

- 1 条例第7条第1項各号においても、当該規定により保護すべき利益と開示することの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があり、これらの非開示条項に該当する情報は、このような比較衡量を行った上で、なおかつ非開示とすべきと判断された情報であり、知事が恣意的に開示することは禁止される。
しかしながら、いったん非開示条項に該当すると判断された情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することにより得られる利益が開示されないことにより保護される利益に優越する場合がありますので、知事の高度の行政的判断により、裁量的開示を行うことができる。
- 2 条例第7条第1項第7号の情報（法令秘情報）は、法令等により開示することが禁止されているため、裁量的開示の対象からは除外される。
- 3 本条により開示しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合は、条例第15条第2項第2号（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。